現　場　説　明　書

工　事　名		旧みたらい保育園解体工事
工　事　場　所		光市室積東ノ庄2214番2
工　期	完成の時期	令 和　9　年　6　月　30　日　（水）
入 札 保 証 金		免除
契 約 保 証 金		納付　　契約金額の100分の10以上
契約保証の提出期限		契約予定通知書の契約予定日まで
前　払　金		光市工事請負規則による
部　分　払　い		なし
適 用 す る 制 度		低入札価格調査制度
週　休　２　日		なし
そ　の　他		営繕系工事　（解体工事）

特 記 事 項

設計書の内訳に示す数量は参考数量であって、工事請負契約書に定める設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上なんら拘束するものではありません。

特　記　仕　様　書

工事名	旧みたらい保育園解体工事
工事場所	光市室積東ノ庄2214番2

〔特 記 事 項〕

施工条件

工程関係　施工計画書・材料承認を提出し、承認を得たうえで施工すること。
着手前に施設関係者と工程について協議を行うこと。

安全対策　地域住民の安全に配慮し、施工すること。
大型看板を設置すること。

残土・産廃関係
産業廃棄物についてはマニフェストを提出すること。

その他　工事に必要な諸届出手続等は、受注者が行うこと。
騒音・振動測定について
設置箇所：敷地境界線1箇所（測定器設置場所は監督職員との協議による。）
躯体解体、基礎・杭解体、ｺﾝｸﾘｰﾄ殻の積込み等、騒音・振動の発生が想定される工種の施工期間は常時測定を行い、報告書（参考：別表）を提出すること。
振動75db、騒音85dbを超えた場合は作業を中断し、作業従事者に指導を行い、騒音・振動の抑制に努めること。

別表：報告書

測定日時	作業内容	測定場所	振動レベルLV10	騒音レベルLA05	
2026年〇月〇日	基礎解体	①	54.7	75.4	

騒音レベルLA05と振動レベルLV10は測定結果の最大値を記載する。
躯体解体、基礎解体、ｺﾝｸﾘｰﾄ殻の積込み等、騒音・振動の発生が想定される
工種の施工期間は常時測定を行い、報告書を提出すること。
振動75db、振動85dbを超えた場合は作業を中断し、作業従事者に指導を行い、
騒音・振動の抑制に努めること。

入札条件	1　入札の執行 落札者を決定するに当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。 2　契約保証金 落札者は、現場説明書において契約の保証を求められている場合は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関、若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金を免除する。 3　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知 落札者は、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当者等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。 なお、通知の方法は、落札者が所定の様式による通知書を提出し、契約担当者等がそれを受領することにより行うものとする。 4　現場代理人及び配置技術者 （1）　現場代理人 現場代理人の配置については、光市現場代理人取扱（試行）要領の定めによる。 なお、同要領における現場代理人の資格要件に記載された「直接的な雇用関係」については、配置技術者の例による。 （2）　配置技術者の雇用関係 監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアルについて（令和６年１２月１３日国不建第１２３号）」（以下「監理技術者制度運用マニュアル」という。）における「二―四監理技術者等の雇用関係」によること。 （3）　主任技術者又は監理技術者の兼務要件 本工事において、建設業法第２６条第３項ただし書の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は以下のとおりとする。 ア　第１号の規定の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（以下「専任特例１号の主任技術者又は監理技術者」という。）を配置する場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三　監理技術者等の工事現場における専任（２）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例」の専任特例１号の要件を全て満たさなければならない。 イ　第２号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例２号の監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。 （ア）　建設業法第２６条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 （イ）　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者

入札条件	に求める技術検定種目と同じであること。 （ウ） 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 （エ） 同一の監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。） （オ） 監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね１０ｋｍ以内の工事でなければならない。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。 （カ） 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。 （キ） 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 （ク） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 （４） 営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の要件 本工事において、営業所技術者等が職務を兼ねる主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合は、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二－二　監理技術者等の設置(５)営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」の要件を満たさなければならない。 （５） 専任特例２号の監理技術者及び監理技術者補佐の確認 建設業法第２６条第３項第２号及び建設業法施行令第２７条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。（現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。） ただし、専任特例２号の監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め２工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、専任特例２号の監理技術者を配置する場合、常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。 また、本工事に専任特例２号の監理技術者を配置する場合、(３)の要件を満たしていることを確認するため、落札決定後速やかに確認できる資料を提出すること。 （６） 配置技術者の変更 配置技術者の変更については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「二－二－(４)監理技術者等の途中交代」によること。 （７） 配置技術者の専任期間 配置技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアルにおける「三－(２)監理技術者等の専任期間」によること。なお、専任を要さない期間のうち、請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）は、下記のとおり取扱う。 他の工事に従事している配置技術者が当該工事と重複する可能性がある場合、現場施工に着手する時点（特記仕様書に定めのある場合を除き、工事開始日以降３０日以内）から当該工事に専任できる場合は、現場施工に着手するまでの間は配置技術者の専任を要しない。 ５　先抜け方式 この入札が光市工事発注先抜け方式による場合は、入札の開札は同一日に行い、甲工

入札条件	事、乙工事、丙工事の順に落札決定するものとし、一つの工事の入札で落札者となった者の他の工事についての入札は無効として取り扱う。

指示事項	1　施工管理基準等 受注者は、工事の施工に当たっては、入札の公告日又は通知日における最新の「公共建築（改修）工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によること。 なお、解体工事の施工に当たっては、入札の公告日又は通知日における最新の「建築物解体工事共通仕様書・同解説」によること。 市営住宅の工事の施工に当たっては、入札の公告日又は通知日における最新の「公共住宅建設工事共通仕様書」によること。 これらの標準仕様書等は、国土交通省ＨＰを参照のこと。 （http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html） 2　工事の仕様 当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。 3　法令の遵守 （1） 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。 （2） 受注者は、工事の施工に当たって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。また、車両制限令第３条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法第４７条の２に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。 （3） 受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第４８条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。 4　産業廃棄物 施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は産業廃棄物税として処分量１トン当たり１，０００ 円を見込むこと。 また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。 5　適正な下請契約及び施工体制の確保 （1） 受注者は、現場代理人又は配置技術者を選任した場合、速やかに「現場代理人及び主任技術者等届」を提出すること。 （2） 受注者は、下請契約を締結した場合、工事着手前までに「施工体制台帳の写し（添付書類も含む。）」及び「施工体系図の写し」（以下「施工体制台帳等」という。）を監督職員に提出すること。 （3） 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に従って適正な下請契約を締結するとともに、施工体制台帳等の初回提出時には、「施工体制台帳等の初回提出時チェックシート」を作成・添付すること。 「施工計画書作成時チェックシート」の様式は、県技術管理課ホームページから入手すること。 （http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html） （4） 受注者は、一次下請負人が二次以下の下請負人又は労務者に対して、建設業法等の法令に違反した行為を行わないよう指導すること。また、法令に違反したときには、是正を求めること。 （5） 受注者は下請負人に対し、取引上の地位を不当に利用し、下請工事に通常必要と認められる原価に満たない額で請け負わせてはならないこととされており、適正な下請代金を設定すること。また、下請代金の支払は、できる限り現金とし、現金払と手

指示事項	形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とする等支払条件の向上に努めること。さらに受注者は、発注者より前払金の支払を受けたときには、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めること。 （6） 受注者は、「工期に関する基準」（令和２年７月中央建設業審議会決定、令和６年３月２７日最終改定）等に基づいて建設工事に従事する者が長時間労働や週休２日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする著しく短い工期となることのないよう、適正な工期で下請負人と請負契約を締結すること。 （7） 受注者は、「建設業法令遵守ガイドライン」に基づき、下請負人が実施する労働災害防止対策を明確化し、これに要する経費を含んだ額により下請負契約を締結すること。 6 社会保険等未加入対策 （1） 受注者は、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（令和４年３月３０日国不建キ第３９号）」に基づき、適切な保険に加入している下請企業を選定するとともに、社会保険の加入状況を確認・指導すること。また、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用等により、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額による適正な下請代金を設定すること。 （2） 受注者は、健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条、及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規定による届出の義務があるにもかかわらず、これを履行していない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者）と特別の事情により下請契約（一次下請契約に限る）を締結しようとする場合は、その理由を付した書面を事前に提出し発注者の承認を得ること。 7 市内産資材の活用 受注者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、市内産資材の購入及び市内取扱業者からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。 8 市内建設業者の下請活用 受注者は、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合は、市内建設業者の活用に努めること。 9 排出ガス対策 排出ガス対策型建設機械の取扱いは、共通仕様書（１－１－３１の６）による。 ただし、施工条件書又は特記仕様書において特に指定がある場合は、指定した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について監督職員と協議し、承諾を得ること。※排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省ホームページを参照のこと。 （https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html） １０ 建設リサイクル （1） 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。 ア 工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。 イ 法第１３条及び省令第７条の規定する書類を監督職員に提出すること。

指示事項	ウ　契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第１３条及び省令第７条に基づく書面に基づき作成される。 エ　法第１３条及び省令第７条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。 （ア）　解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。 （イ）　再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。 オ　再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。 （２）　受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出すること。工事完了後は、「再生資源利用実施書」を作成し、監督職員に提示すること。 また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に提示すること。工事完了時に、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提示すること。 なお、受注者は、計画書及び実施書を工事完成後５年間保存すること。 再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）により作成すること。 なお、ＣＯＢＲＩＳにより作成できない場合は、国土交通書ウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credasltop.htm）に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」のエクセルデータを提出すること。 ※建設副産物情報交換システムを参照のこと。http://www.recycle.jacic.or.jp/ （３）　受注者は、５００㎥以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壌汚染対策法等の手続状況を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取り扱い、現場掲示や保存を行うこと。 また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。 １１　中間検査 原則として、請負対象設計額３，０００万円以上の工事については１回、１億円以上の工事については２回、中間検査を実施すること。また、当該工事が低入札価格調査対象工事となった場合は、中間検査を１回以上実施すること。 なお、検査実施時期等については別途指示する。 １２　コリンズの登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額５００万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１０日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録すること。

指示事項	１３　各種調査への協力 （１）　施工合理化調査等 　受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査（施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査）の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。 （２）　建設副産物実態調査 　受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。 （３）　技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査 　受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。 １４　暴力団等の排除 （１）　暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び工事妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。 　なお、報告を怠り、後で判明した場合は、「不誠実な行為」による指名停止を検討する。 （２）　暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。 （３）　発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。 （４）　不当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。 １５　標示施設等の設置 　工事現場に設置する「標示施設等」については、山口県「工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとし、工事表示板の工事内容及び工事種別の記載は、施工条件書によることとする。 　※県技術管理課ホームページを参照のこと。 　（http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23378.html#9） １６　電子納品及びオンライン電子納品 　受注者は、山口県「工事及び設計等業務における電子納品実施要領」に基づき、原則として電子納品を行うこと。 　ICT活用工事及び重要構造物の工事については、「オンライン電子納品実施要領」に基づきオンライン電子納品を行うこと。 　ただし、監督職員の承諾を得た場合は電子納品を実施しないことができる。 　（http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/cals_ec/） 　（https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/194292.html） １７　週休２日の取組 　週休２日工事の指定工事においては「週休２日工事の実施要領」の定めによるものとし、次の事項に留意の上、実施すること。 （１）　受注者は、契約後速やかに通期又は月単位のいずれにより４週８休以上を実施するか書面により協議し、監督職員からの指示又は通知に従うこと。また、入札公告又は入札情報に明示された発注方式（週休２日工事（現場閉所型）又は週休２日工事（交替制）のいずれか）を変更する場合も同様とする。

指示事項	（２） 受注者は、工事完了後、実施工程表等の履行が確認できる資料を監督職員に提出すること。 １８　施工計画書作成時チェックシート 受注者は、施工計画書を提出する際には、「施工計画書作成時チェックシート」で記載内容を確認のうえ、チェックシートを添付すること。 「施工計画書作成時チェックシート」の様式は、県技術管理課ホームページから入手すること。 （http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html） １９　水雷・傷害保険 港湾工事等において、水雷・傷害保険に付保する必要がある場合は、以下のとおり取扱う。 （１） 本工事で稼働する作業船のうち、設計図書（施工条件書等）に指定する船種については、必要な期間水雷保険に付保しなければならない。 （２） 本工事に従事する作業員等のうち、設計図書（施工条件書等）に指定する作業員等については、必要な期間傷害保険に付保（付保額死亡後遺傷害3,000万円/人）しなければならない。ただし、就業中のみ危険担保とする。

別紙

「工事現場における標示板設置基準」

工事現場における大型標示板の設置及び管理の取扱いを下記のとおり定める。

（工事の表示）

1　工事を行う場合は、原則として次に示す事項を表示する標示板を工事場所に設置するものとする。ただし、短期間に完了する簡易な工事等については、この限りでない。
なお、標示板の設置にあたっては、下記様式を参考とするものとする。

（1）工事内容
　工事の内容、目的等を表示するものとする。

（2）工事期間
　工期末、時間帯等を表示するものとする。

（3）工事種別
　工事種別を表示するものとする。

（4）施工主体
　施工主体及びその連絡先を表示するものとする。

（5）施工業者
　施工業者及びその連絡先を表示するものとする。

（色彩）

2　下記様式に定める標示板の色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「建築改修工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0．5cmとする。

（管理）

3　工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

様式

